

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	令和8年度 津江導水路還元施設保守点検委託
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 菊池川河川事務所長 上水樽 昌幸 熊本県山鹿市山鹿178
契約締結日	令和 8年 4月 1日
契約の相手方の 氏名及び住所	日田市長
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥929,876-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥0-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 業務件名 令和8年度 津江導水路還元施設保守点検委託

2. 履行場所 大分県日田市上津江町、中津江村

3. 契約の相手方 住所：大分県日田市田島2丁目6-1
名称：日田市長 棕野 美智子
電話：(0973) 23-3111

4. 契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第三号

5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

1) 当該業務の目的

ダムの維持管理は、治水・利水・環境という目的に応じた管理、日常から洪水時までのダムの状況に応じた管理と多岐に渡っている。こういったダムの維持管理に必要な一定水準を確保しつつ効果的・効率的に実施していくためには具体的な仕組みが必要とされている。また、社会のダムに対するニーズが多様化する中で、地域が自らの共有財産としてダムを積極的に生かしていくため、市町村の参画による維持管理を一層推進するとともに、地域住民、NPO等との連携を図り、きめ細やかな維持管理の実施が求められている。

よって、地域や市民団体等の多様な主体との連携を通じた維持管理を実現するために、当該還元施設の巡視・点検などを通じて、地域の維持管理を実現することを目的とする。

2) 業務の内容

本委託は、国土交通省が設置した還元施設の円滑な効用を図ることを目的とし、施設、管路などの設備関係の巡視、目視点検や軽微なゴミなどの清掃、貯水池・配水池等の水位状況などの点検及び施設の清掃、土砂出し、逆清掃などの作業を行うものである。

3) 契約に付する理由

本委託の遂行にあたっては、当該施設が農業用水、生活雑用水といった地域生活と密接な施設であることから、平常時の的確な維持管理はもちろんのこと、災害等の事故により支障が生じた場合の速やかな対応が求められる。また、河川法第99条の「河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体に委託することができる。」との規定に基づき地方公共団体に委託するものであり、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、日田市が唯一の契約相手と判断するものである。

よって本委託については、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第三号により、日田市と契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)

菊池川河川事務所 管理課長